

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和3年10月15日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和3年10月15日(金) 午後1時00分～午後1時50分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部会長 森 美和子
副部長 鈴木 達夫
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎 服部 孝規
会長 中崎 孝彦
副会長 尾崎 邦洋
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦
新山 さおり 西口 幸伸 大川 真梨子
- 6 案件
1. 第70回検討部会の確認事項について
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
2. 議会改革白書2021への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
4. 議会改革白書2021について
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)
(2) 議会の情報化について(検討課題36)
(3) 所管事務調査の報告について(検討課題46)
(4) 子ども議会の実施について(検討課題47)
(5) 公聴会制度について(検討課題11)
(6) 新たな議決項目の必要性について(検討課題27)
(7) 監視及び評価をどのように行っていくのかについて(検討課題4)
(8) 議会事務局の機能強化について(検討課題38)
(9) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)
(10) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について(検討課題31、33)
(11) オンライン会議の実施について(検討課題48)
5. その他
- 7 経過 次のとおり

午後1時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、議会改革推進会議「第71回検討部会」を始めさせていただきます。
事項書に沿って進めます。

1点目の第70回の検討部会の確認事項について事務局から説明をお願いします。
大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） 資料1をご覧ください。

それでは、カルテの検討課題41、議員の政治倫理への対応についてですが、前回8月25日の検討部会で協議していただきまして、右端の下の対応内容のところに追記をさせていただきましたので、そちらを読み上げさせていただきます。

政治倫理に関する規定の在り方や、他市議会における市からの補助金等交付団体の役員等への就任規定、政治倫理に関する規程等の制定状況について確認し、政治倫理指針の見直しについて協議していただきました。

以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 前回の確認ですので、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） では、2番に移ります。

議会改革白書2021への掲載内容について。

引き続き大川さん、お願いします。

○議会事務局員（大川真梨子君） 続きまして、資料2をご覧ください。

議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項でございますが、まず1番といたしまして、予算決算委員会、令和3年9月8日に感染症対策に係る委員会の対応について、9月定例会における予算決算委員会の全体審査については、委員会室への委員の出席はおおむね半数に調整するとしていただきました。

続きまして、2番、正副委員長会議。

令和3年10月5日、所管事務調査報告についてでございますが、こちら、所管事務調査報告については調査の過程が重要であることから、市への提言に至らなかった場合であっても、定例会での報告及びホームページでの報告書の公表、議会だよりへの掲載を行う。昨年の報告書についてもホームページで公表するとしていただきました。

以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 2点について、何か確認することあれば、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後1時03分 休 憩

午後1時24分 再 開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議題の議員の政治倫理への対応について、前回も少し議論をいただきました。

事務局から、先に説明していただきましょうか。お願いします。

新山さん。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料3のほうをご覧ください。

前回、検討部会でご協議いただいておりますけれども、改めて、政治倫理指針について整理をしていただくということで、議題に上げさせていただいております。

まず、1つ目の項目のほうですね。

前回ご議論いただいた中で、市から補助金等を受けている団体の役員等への就任について、前回の意見では、団体については時代によって変遷がある中で、臨機応変に対応していく必要もあることから、申合せなどで規定していくのはどうかといったご意見ですとか、あとは条例に規定していったら、また現行の政治倫理指針に規定している団体など整理をした上で、申合せなどに整理してもいいのではないかなど、様々なご意見をいただきました。

こちらについては、前回と同様、2つの案、案1と案2というものを示させていただいておりますけれども、今回のこの部会でどのようにしていくのか、再度ご協議をいただきまして決定をいただければと考えております。

なお、県内の市議会のうち、どのような形で整理されておるかということを確認しましたところ、2市議会、鳥羽市と伊勢市が政治倫理条例で、補助金等を受けている団体の役員の就任について規定を設けております。

続きまして、2つ目の項目です。

こちらにつきましては、会議等の心得ということで出席の規定になりますが、前回は説明させていただきましたとおり、欠席の届出に係る会議規則の改正に伴いまして、欠席事由を加えましたことから具体的な運用について今後検討していくということで、運用基準を規定していくことを今後考えているということで、そちらへ規定してはどうかということでご提案をさせていただきました。

続いて、その下の3つ目です。

こちらは、会議等の服装のことについての規定なんですけれども、既にこちら、亀山市議会要覧の先例集のほうへ記載がございますので、そちらで整理させていただいてはどうかということで、提案させていただきます。

次に、4つ目です。

こちらのほうの3番と5番につきましては、必要であれば政治倫理条例のほう、第3条のほうに政治倫理基準がございますが、そちらへ規定をするかどうかを今後のご協議としていただくことと、あと4番につきましては、政治倫理条例の第2条及び第3条に規定がございますので、そちらで担保されるということで、もう既に記載があるということで確認をさせていただきたいと思います。

よって、この政治倫理指針というのは、先ほど部会長からもございましたけれども、一度廃止ということをご検討いただきまして、どう整理していくか、今回の部会で決定をしていただきたいと思っております。

そちらを決定いただきましたら、今後その条例改正に向けてのご議論に入らせていただくということを考えております。

資料3については以上でございます。

続きまして、資料4をご覧ください。よろしいでしょうか。

こちらは、現在あります亀山市議会要覧の先例集の抜粋でございます。

72番に政治倫理について記載がございまして、そちらのほうに案というか、イメージという形で今記載しておりますので、こちらは決定した内容ではございません。

整理としましては、左から2つ目の欄に参照条文とか先例事項が記載されておまして、真ん中に申合せ事項がございまして。あとは備考欄、それ以外のものについては備考欄に現在記載して整理をしてございます。

こちらにもし記載していくということでありましたら、この中の規定をどのように記載していくかをまたご議論いただきまして、こちらの方へ記載を考えております。

2ページ目を見ていただきますと、これも例えばということで見ただくにつくらせていただいたんですが、先ほどのクールビズの関係ですとか、今まで政治倫理のところの規定がございまして、申合せのところございました。ただ、ちょっとその辺もほかの先例の中でございましたので、会議の服装等というのを例えば新規でつくりまして、参照条文、会議規則などに規定がございまして、それによるものであり、申合せ事項として、こういったことを先例、慣例としているという整理の仕方でもできるのではないかとということで、例示なんですけれども、今回ご提示をさせていただきました。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ちょっと資料3を出していただいているいいですか。

少し議論させてもらっていたこの1番なんですけど、先例集のところ記載されているのでそのままでもいいというのか、条例の政治倫理基準へ規定していくのか、改めて申合せをつくるということやね。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 特殊団体、これはただ要覧に入っていないんです。入れるというのが1案です。もうそこへ入れてこれを削除すると。

○部会長（森 美和子君） この1番について、1案、2案のご意見をいただきたいんですけど。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） この規定そのものが非常に経過から見ると、あまり立派なものでもないんで、私はこれは削除と。で、条例については、じゃあそれを削除してどううたうのかは条例をまた改めて審議するというでいいんじゃないかなと思います。

それから、3とか5とかも、3もたしか何かあったんやに、これ。こんなことをしておるやないかということで、こんなことも要るよというような話になったように思います。普通こんなことをわざわざ書かないわけよ。だから、こんなことを書いておるといのはやっぱり何かがあって、それに対して何らかで枠にはめようというようなことから出てきておるんで、あんまりこれは本当に……、そういう意味ではレベルがあんまり高くない中身なので、尊重することはないかなと思う。新たにやっぱり条例でつくったほうがすっきりするんと違うかなと思います。

○部会長（森 美和子君） ほか、どうですか。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 議員は、要は兼職禁止規定もあるわね、兼業というか。あれは職業の話やろうけれども、その兼業禁止とこの自治会の会長とか、コミュニティの会長とかいうのとよく似通っているけれども、今は日本中の各地で兼業禁止があんまり厳しいで議員の成り手がおらんでやめよう

という話もあるわけですよ。そんな商売の人が出たらあかんということが。だからそんなことも世の中の流れで、兼業禁止でさえもうやむやにされるような状況に、あちこちの地域で議員の成り手がおらんということで、例えば土建業者の人は議員に出たらあかんとか、設計事務所をやっておる人は議員に出たらあかんとか、そんなことやられたら今の問題になるわけ。だから、そこら辺のことも考えて、僕は一から練り直すというか。思いついて次々と積み上がったようなことを服部委員はおっしゃるで、もしもそれなら系統立った検討というのはないわけですよ。だから、僕はそれは1回きちっと、兼業禁止令とかそういったものまでやはり念頭に置いて、こういう団体の役職はあかんとか、それを決めたほうが僕はちゃんとしたものができると思います。以上です。

○部会長（森 美和子君） 先ほどの意見はこの1案、2案となると……。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） だから、1案、2案で、この括弧でくくった1のことはゼロから検討しやなあかんて、それを右から左に第1案、第2案とどこかへ載せるというのはそれはちょっと好ましくないと思っておるの。

○部会長（森 美和子君） 基本的に今回、今議論していただいているのは、この政治倫理指針を残すかどうかということで、この内容は様々なところに今記載があるということ、それから2番に関しては、これから運用基準をつくっていくということが考えられますので、もう基本的にはこれは指針はなくして、次の条例の議論でいろいろと皆さんのご意見をいただくということでよろしいね。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 今回岡本さんがいうのは、2案やと思うんやな。まず政治倫理指針はなしとして、条例で何らかの規定を入れて、もしそれを具体的にこういうことだということを言う必要があるんやったら申合せを新たにつくるという。

○部会長（森 美和子君） 申合せをつくるのか、先例集というさっきのあの中に書き込んでいくのか、そこも重要なんですよ。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） いずれにしても、これを一旦なくしてしまっただけで条例をつくって、その条例の中に、今はどこまでうたうかは別にして、何らかの規定を設けて、申合せなり先例集に何らかの形で残すなら残すという。

○部会長（森 美和子君） 条例の議論の中でそこは決めていくということで。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） それは2になるんやろうな、僕と岡本さんの意見は。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。一応なくすということで、政治倫理指針は。

あとはきちっと条例なり先例集なり申合せでちゃんと整理をしていくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは、そのようにさせていただきます。

あとのこの資料はよかったですか。

何か意見はありますか。

鈴木副部会長。

○副部長（鈴木達夫君） 今日、議論をどこまで進めるか。ここで終わりですか。

○部長（森 美和子君） ここで終わりです。条例はまた今度。

鈴木副部長。

○副部長（鈴木達夫君） 条例をつくる前に、たたき台としてこの申合せ事項等を事務局に書いていただいたんですね。ここの申合せ事項を確認した上で、それじゃあその根拠となる条例が今の条例の中にあるのかなのかということを見ていないもので、出さないかなあと思ったで。今日はここまでの議論でいいわけですね。

○部長（森 美和子君） そうです。

服部委員。

○部員（服部孝規君） 昔、本会議は正装とするという正装って何ぞやという話をしたことがあって、そのときにたしか事務局やったか誰か忘れたけれども、要するに男性の場合やったら上下のそろったスーツが正装やというふうな、たしか回答やったと思うんやけれども。

私はそこまで言わなくても、いわゆる上着を着てズボンをはいてネクタイを締めておいたら、上と下が違って別に構わへんと思うんやけどね。それは正装と呼ばんのやろうかという話になるんやけれども、何もスーツで上下そろったものを正装というふうな、そういう決め方をせんでもいいように思うんやけどね。

○部長（森 美和子君） 伊藤委員。

○部員（伊藤彦太郎君） そもそも正装って燕尾服なんですよ、という話なんですよ、そうやったら紋付はかまですよ。だから、正装という言葉自体おかしいんです。そもそも。

だから、ゴルフ場とかはそれを心得ているもので、ネクタイ着用なんかは絶対書いていないんですよ。ゴルフ場に入るときはブレザー、あれがあったら一応礼儀は守られておるという話なんですよ。そもそもね。だから、ネクタイも要らないんですよ、あれ本当は。さらに言うと、服装ばかり言っておって靴が革靴やないのはどういうこっちゃと言うのもおるわけですよ。

だからはっきり言って、正装という言葉が極めて、定義づけがなされていないことをさも正しいように使っていることにはかなり違和感を前から持っておってね。

そもそも、クールビズと言いながら、ネクタイを外したらええんやと。僕は、上着を本会議場で取ってもいいと思っておるんですよ、着用して入って、その場で脱いで置いておいても、寒い人は着りゃええんやし。それで何か知らんけど、冷房が効き過ぎたりとか、寒いと言ったり暑いと言ったり何か言うていて、はっきり言って全然そのクールビズの本質は外している話になっているんですよ。

前のときも大概言ったんですけどね。多勢に無勢で全く話を取り上げてもらえませんでしたけれども。やっぱり本来何でクールビズなんやということまでもう一回立ち戻らんと、ウォームビズだとか言うているけれども、あれかてもうちちょっと、当然ある程度議員バッチとかは要るとは思うけれども、それをその場で脱ぐぐらいはええんちゃうかなと思う。

さっきも見ておったら、何かマスク着用ときは委員長、議長にちゃんと許可を得やないかんみたいなことを書いてあるのに、もう今はないですよ。何というのかその時々たまたま声がでかかった人らに左右されて書き込んだだけで、実体が伴っていないんで、もうちょっとその辺で本質に合うようにすべきやと僕は思います。

服部委員の言われるとおりやと思います。

○部会長（森 美和子君） 貴重な意見をありがとうございました。

多分時代にそぐわないような内容とかあろうかと思しますので、そこはまたちょっと事務局と整理をさせていただこうかなと思っています。

今回はこの政治倫理指針をどうするのかというご議論をいただきましたので、皆さんのほうから、これはもう要らないんじゃないかということ、それから条例をつくる段でいろいろと足りない部分をどう入れていくのかという議論をしっかりとさせていただきますので、この項はこれで終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは、4番に移らせていただいて、議会改革白書2021について、事務局から説明をお願いします。

大川さん。

○議会事務局員（大川真梨子君） 資料9をご覧ください。

こちら検討課題一覧スケジュールでございますが、1月の時点でこれらの色のついた着手中の項目の中で、特に優先的に取り組むものなどについてご議論いただきまして、主に3つのものについて今回10月まででご協議いただきました。

例えば、36番の議会の情報化についてでございますが、こちらは5月にタブレット端末を、iPadプロ12.9に更新し、電子会議システムはSideBooksを導入いたしました。

それで、部会の中で、タブレット端末の使用に係る要綱ですとか申合せの一部改正についてご協議をいただきまして、6月に議会改革推進会議のほうでもご確認をいただきました。

今後ですけれども、12月定例会ペーパーレス化の本格運用に向けてということで進んでおりますが、完了というわけではなく継続して今後も検討課題は続いていくという形になっております。

続きまして、色のついたところの下から4番目の41番の政治倫理への対応でございますが、こちら、前回8月25日から協議を進めていただきまして、今日も協議をしていただきましたが、今後も引き続き優先的に検討をいただくということになります。

色のついた部分の一番下のオンライン会議の実施についてでございますが、こちらは令和3年3月の定例会でオンライン会議を開催できるように委員会条例の一部を改正していただいて、検討部会の中でもオンライン委員会の運営に関する要綱制定や関係規定の一部改正につきましてご協議いただいて、6月の議会改革推進会議において、そちらの内容をご確認いただいております。

こちらのほうは、右のほうに優先的に検討とつけさせていただいているものがありますので、こちら11月以降も引き続き、そちらを中心に優先的に検討を進めていただくということではありますが、色のついたところは着手中ということになっておりますので、併せてほかもということにはなりません。

カルテを確認いただきたいところがありますので、続きまして、資料の11番をご覧ください。

こちら、36番の議会の情報化についての一番最後の部分なんですけれども、追記をさせていただいております。

こちらは8月27日の議会改革推進会議でご確認いただいた内容でございますが、読み上げさせていただきますと、議会資料のペーパーレス化の本格運用に向け、令和3年9月定例会以降の各種会議においては、紙資料の配付は希望者のみとし、12月定例会以降は一部資料を除き、データによる資料配付のみとすることを確認。なお、引き続き紙で配付する資料の対象については執行部と調整を行

うとさせていただきます。

続きまして、資料10をご覧ください。

こちら、2021議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項のまとめでございますが、こちらは今日の会議の冒頭で説明させていただいた内容と、今日以前にご説明させていただいた内容を掲載させていただいておりますので、先ほどのスケジュール等と併せまして、10月19日の議会改革推進会議で皆様に再度ご確認をいただくという予定であります。

なお、本日の政治倫理指針に関する検討についての内容は、資料1のカルテにちょっと最後の部分に追記をさせていただいて、今度お示しさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） 先ほどの大川の説明に加えまして、少しご議論いただきたいことがございますので、お願いしたいと思います。

今ご覧いただいている資料10でございますけれども、最初、1に議会運営委員会、2項目めのところ、令和3年8月20日、新型コロナウイルス感染症対策に係る議会の対応について、本会議への議員の出席については執行部と同様におおむね半数に調整するとさせていただいております。

これ既にご議論いただきましたが、今日の事項の2番目のところでは、9月8日予算決算委員会も同様に半数に調整するという決定事項を記載するというふうなことでご確認もいただいたところなんですけれども、コロナの案件につきましては、この白書に書いてある記載してきたことなんですけれども、非常に細かく丁寧にとりまわるところら辺の中で経過してきたわけなんですけれども、例えば今10のほうを見ていただいている議場の半数に調整するという件は、これは経過であって、そうすると12月にまた全員お入りいただくのならば、どこかでまた決定をいただき、そして全員が入るといふいう手続も踏まなければならないという形にもなりますので、コロナに関する経過のものについては、経過だけを別にまとめて、この白書の決定事項としては外しておくというほうが非常に効率的ではないのかというふうなことを事務局が考えております。これに関しまして委員の皆様のご議論をいただけたらと思います。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今、大泉課長からありましたように、やっぱりコロナって特別なことですので、そのことをそのまま決定事項で残していくと、その都度皆さんに確認をしていかなあかんようなこともありますので、大泉課長のほうから提案がありましたように、コロナはコロナで一つ、まとめておきたいということに関していかがでしょうか。

（「よろしいと思います」の声あり）

○部会長（森 美和子君） そのようにさせていただきますのでよろしく申し上げます。

先ほど大川さんのほうから説明いただいたように、議会改革推進会議でこの1年間議論して決定したのものに関しては報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

その他の項です。

本日の案件は以上ですが、何かありますでしょうか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） なければ、以上で議会改革推進会議「第71回検討部会」を終了させていただきます。ご苦労さまでした。

午後1時50分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 10 月 15 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子